**第４章　事業所での対応に悩んだ場合は**

**1．　高次脳機能障がい支援コンサルテーションを利用しよう**

大阪府高次脳機能障がい相談支援センター

支援にあたって悩まれたり困っておられる支援者の方々への相談対応を拡充すべく、大阪府高次脳機能障がい相談支援センター（大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内）では、高次脳機能障がい支援コンサルテーションを以下のとおり実施しています。高次脳機能障がいのある方への支援の更なる充実にご活用ください。

【高次脳機能障がい支援コンサルテーションとは】

支援者の方が支援が難しいと感じている高次脳機能障がいの事例について、高次脳機能障がい支援コーディネーター等（以下、「支援コーディネーター」）が事業所を訪問し、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理などを支援者の方とともに行います。

今後も事業所で支援していくためにどうすればよいのか、事業所内におけるチームアプローチについて考えていただくきっかけとします。

【対象】

コンサルテーションを希望する大阪府内の障がい福祉サービス事業所（介護給付・訓練等給付を提供している事業所）

　（ケースに関しては、援護の実施機関が大阪府内の方が対象です）

【申込方法】

高次脳機能障がいのある方の援護実施市区町村障がい福祉担当課経由でご相談ください。

【実施内容】

支援コーディネーター職種：ケースワーカー、心理職

1事業所あたりの訪問回数：１～３回

＜相談例＞

・作業の手順がなかなか覚えられず、職員がずっとついておかないといけないので大変なんだけど……

・予定を忘れてしまうので、就職のための面接の約束ができない。本人は就労を希望しているのだけれど、どうしたらよいかな……

・カッとなると、周りの声が耳に入らなくなるみたい。大きな声を出すから他の利用者さんが怖がっているんだけど……

・突然怒り出して、「うるさい」など暴言を吐くんだけど、どうしたらよいかな……　など

⇒例えばこのような相談に対し、支援者の方々と支援コーディネーターとが一緒に状況などの整理を行い、今後も事業所で支援をしていくためにどうすればよいのか、対応についてともに検討します。

具体的には…

1. 支援コーディネーターが本人を支援している事業所を訪問し、実際の事業所でどのように支援をされているのかをお聞きします。また（可能であれば）本人の様子を見せていただきます。
2. （ご希望があれば）事業所の職員に集まっていただき、支援コーディネーターより高次脳機能障がいの基礎知識などの説明をします。

③支援をしている事業所職員、相談支援専門員、市区町村担当職員などと支援コーディネーターがともに、困っている状況について全員で共有し、状況などについて一緒に整理し、対応方法を検討します。



【問い合わせ先】

大阪府高次脳機能障がい相談支援センター

（大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課内）

TEL　０６－６６９２－５２６２（平日9時～17時30分）

FAX　０６－６６９２－５３４０

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/kojinou/index.html>

**２．精神科受診について**

大阪府こころの健康総合センター　所長　籠本 孝雄

（精神科医）

高次脳機能障がいの症状としては、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがあります。その臨床には多くの診療科が関わっています。そのなかで特に社会的行動障がいの症状の評価・把握及び治療的支援は、精神科医が主導的な役割を果たせる領域です。

社会的行動障がいには、脳損傷の直接の結果として生じてくる器質性のものと、障がいにともなう困難などに関連して反応性に生じている症状とが混在しています。本人と家族はこの障がいとともにその後の人生を生きていくことになります。ですから精神科医には長期的視野に立って他の支援者と連携をとりながら伴走していくことが求められます。

具体的な症状としては、感情コントロール障がい、易怒性、暴言・大声、暴力・他害行為や幻覚妄想などの精神症状には精神科との連携が非常に役に立ちます。ほとんどの場合は外来通院での治療支援となりますが、症状が激しい場合には一時的に入院治療が必要になることもあります。ただし、長期の入院は生活能力の低下につながることが危惧されるために避けなければなりません。

高次脳機能障がいの診療を行っている精神科医療機関についての情報は、最寄りの保健所などでお尋ねください。また、大阪府のホームページの大阪府精神医療―医療機能表※８には、２次医療圏ごとに高次脳機能障がいの診療を行う精神科医療機関（診療所、病院）の情報が掲載されています。受診する際には、まず精神科医療機関に連絡を入れて本人及び家族の状況を説明して、受診が望ましいという判断が出たら、本人・家族に精神科受診の必要性について十分に説明したうえで受診していただきますようお願いします。



※８　大阪府ホームページ　精神医療―医療機能表

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/iryoukeikaku-seisin/iryoukinou-seisin.html>

＊執筆者の役職につきましては、初版発行時のものです。